鹿児島県公報

令和８年10月30日（金）第767号の２

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○狩猟鳥獣の捕獲等の禁止　（自然保護課取扱い）１
○鳥獣保護区の区域の変更及び存続期間の更新（２件）（※）　（自然保護課取扱い）１
○鳥獣保護区の存続期間の更新（６件）（※）　（自然保護課取扱い）２
○特定猟具使用禁止区域の指定（※）　（自然保護課取扱い）７

告　　示

鹿児島県告示第602号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第２項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

１　捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類
　キツネ
２　捕獲等を禁止する区域
　鹿児島県一円
３　捕獲等を禁止する期間
　令和８年11月１日から令和13年10月31日まで

鹿児島県告示第603号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第２項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第７項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
針本鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	南さつま市加世田唐仁原地内における唐仁塚川左岸と南さつま市道大崎線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と相星川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と南さつま市道大崎小湊線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島森林管理署管内国有林82林班と民有地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島県立吹上浜海浜公園敷地と同国有林82林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

	同国有林80林班と同海浜公園敷地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と一般地方道加世田日吉自転車道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同一般地方道を同一般地方道と万之瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と同国有林80林班の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国有林80林班と民有地との境界線を同境界線と鹿児島県立薩南病院跡地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と南さつま市道大崎新川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と唐仁塚川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第604号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第２項の規定により次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の区域を同表の中欄に掲げるとおり変更し、及び同条第７項ただし書の規定により、その存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
横尾岳鳥獣保護区（昭和51年11月１日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	鹿児島県大隅地域森林計画で定める鹿屋市有林19林班イ準林班10小班枝番ア、同準林班11小班の各枝番、同準林班12小班、同林班ウ準林班14小班、同準林班15小班及び同準林班小班16枝番イの区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
唐仁鳥獣保護区（昭和41年11月２日鹿児島県告示第966号をもって設定）	肝属郡東串良町新川西地内における県道永吉高山線と東串良町道大塚神社線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と東串良町道馬越唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と東串良町道川西唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と東串良町道唐仁大塚原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と東串良町農道第19烏帽子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と東串良町農道第10号烏帽子線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と東串良町道馬越唐仁線との交点方向へ進み同点に至り、同町道を同町道と東串良町農道第４新川西線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と東串良町農道第３新川西線との交点方向へ進み同点に至り、同農道を同農道と県道永吉高山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第605号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項

ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
磯鳥獣保護区（昭和36年10月16日鹿児島県告示第1037号をもって設定）	鹿児島市磯地内における国道10号と鹿児島市道上本町磯線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と鹿児島市道清水11号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市道稲荷19号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道稲荷14号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島吉田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道雀ヶ宮中別府線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中之町七社線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中別府上ノ原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道花倉七社線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中尾大平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中尾２号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中尾１号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道中別府上ノ原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道吉野公園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市道上ノ原竜ヶ水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道竜ヶ水線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
北中学校鳥獣保護区（昭和41年11月２日鹿児島県告示第966号をもって設定）	鹿児島市西佐多町地内における同市西佐多町津友寺山から同市西佐多町本寺に通ずる里道と県道鹿児島蒲生線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と同市西佐多町高崎における林地と耕地との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市西佐多町下木屋と同市西佐多町津友寺山との境界線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市西佐多町津友寺山から同市西佐多町本寺に通ずる里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
亀丸城跡鳥獣保護区（平成８年10月30日鹿児島県告示第1528号をもって設定）	日置市吹上町湯之浦地内における県道谷山伊作線と日置市道多宝寺・野首線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と日置市道野首・芋野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と日置市道下与倉・野首線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道谷山伊作線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び鹿児島地域振興

局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第606号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
長崎鼻鳥獣保護区（昭和31年10月10日鹿児島県告示第734号をもって設定）	指宿市山川岡児ヶ水地内における県道川尻浦山川線と指宿市道岡児ヶ水赤水線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と同市山川岡児ヶ水字今村と同市山川岡児ヶ水字宇都との境界線に位置する里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を東へ進み海岸線に至り、同海岸線を赤水鼻を経て同海岸線と開聞温泉集落西側の県営畑地帯総合土地改良事業の排水路左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同排水路左岸を同排水路左岸と指宿市道小塚浜線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道川尻浦山川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域及び同海岸線から同海岸線と垂直方向に300メートルまでの海面を含む区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
金峰山鳥獣保護区（昭和51年11月１日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	南さつま市金峰町大野地内における南さつま市林道金峰山線と南さつま市道厚佐野線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と南さつま市林道間伏谷線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と南さつま市林道金峰山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道上に設置してある金峰山鳥獣保護区１号境界柱設置点方向へ進み同点に至り、同設置点から同設置点と南さつま市作業路西大平線上に設置してある金峰山鳥獣保護区２号境界柱設置点とを結ぶ直線を同２号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から南さつま市作業路西大平線を同作業路と南さつま市林道西大平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と南さつま市林道金峰山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び南薩地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第607号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
横峯鳥獣保護区（平成８年	霧島市溝辺町竹子地内における霧島市道今別府～木場線と国道504号との交点を起点とし、同点から同国道を同国道と	令和８年11月１日

10月30日鹿児島県告示第1528号をもって設定）	霧島市道横峯線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道ゴルフ場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道今別府～木場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	から令和18年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び姶良・伊佐地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第608号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
高塚花里鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	鹿屋市花里町地内における前目林道と鹿屋市道赤崩花里線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と鹿屋市と垂水市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿屋市道赤崩花里線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と下郷原農作道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農作道を同農作道と水谷山道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同山道を同山道と鹿屋市道根木原崎園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と高塚農道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と垂水市道高塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と垂水市林道白山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と垂水市有林と大隅森林管理署管内国有林132林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と垂水市有林と大隅森林管理署管内国有林134林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と前目林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
根占鳥獣保護区（昭和41年11月２日鹿児島県告示第966号をもって設定）	肝属郡南大隅町根占川北地内における南大隅町道川南山手線と県道池田根占線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と国道448号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と南大隅町と錦江町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と雄川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と牛牧橋との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点と同点を通る南北方向の直線と南大隅町と錦江町との境界線との交点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道辺塚根占線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と赤瀬川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と水枝谷川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と県道辺塚根占線との交点方向へ進み同点に至	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

	り、同点から同県道を同県道と南大隅町道松之迫南川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南大隅町道栫南川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南大隅町道柳ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と南大隅町道南川内線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道と農道南川内団地９号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と農道南川内団地１号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と農道南川内団地３号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道終点へ進み同点に至り、同点から同点と雄川左岸と南川内橋との交点とを結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から南大隅町道川内線を同町道と南大隅町道川南山手線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大隅地域振興局農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第609号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
西之表鳥獣保護区（昭和51年11月１日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	西之表市西之表地内における西之表市道横山線と西之表市道石堂杓之峯線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と西之表市道国上西之表線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道野木平又延伊関線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と桜園川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を下流へ進み同川右岸と西京川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流へ進み同川右岸と又延川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流へ進み同川右岸と同市大字安納と同市大字西之表との境界線との交点に至り、同点から同境界線を同境界線と同境界線に位置する里道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同里道を同里道と西之表市道横山沖ヶ浜田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と西之表市道横山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
馬毛島鳥獣保護区（昭和61年10月31日鹿児島県告示第1836号をもって設定）	西之表市馬毛島の全区域	令和８年11月１日から令和９年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び熊毛支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第610号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項ただし書の規定により、次の表の左欄に掲げる鳥獣保護区の存続期間を同表の右欄に掲げるとおり更新する。

なお、鳥獣保護区の保護に関する指針については、次の書面のとおりとする。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間
百之台鳥獣保護区（昭和51年11月１日鹿児島県告示第1235号をもって設定）	大島郡喜界町長嶺地内における喜界町道西目知無田～州先線と喜界町道中西～長嶺線との交点を起点とし、同点から同町道を同町道と喜界町道堀口～中里線との交点を経て花良治集落後背地の岩壁の上端との接点方向へ進み同点に至り、同点から同岩壁の上端を同岩壁の上端と喜界町道ナカドウ～徳線との接点（同町道の終点）方向へ進み同点に至り、同点から同町道を同町道上に設置してある百之台鳥獣保護区１号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と喜界町農道川城線上に設置してある百之台鳥獣保護区２号境界柱設置点とを結ぶ直線を同２号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から喜界町農道川城線を同農道と鹿児島県農免農道滝川線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と喜界町道西目知無田～州先線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同町道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで
母間鳥獣保護区（昭和41年11月２日鹿児島県告示第966号をもって設定）	大島郡徳之島町母間地内における県道伊仙亀津徳之島空港線と麦田川右岸との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流へ進み同川の起点に至り、同点から同点と徳之島町と天城町との境界線へ通ずる沢を同沢と同境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を徳之島町大字下久志と同町大字母間との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と県道伊仙亀津徳之島空港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで

（「次の書面」は、省略し、その書面を鹿児島県環境林務部自然保護課及び大島支庁農林水産部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第611号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第１項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和８年10月30日

鹿児島県知事　　塩田康一

名　　称	区　　域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
上西之谷特定猟具使用禁止区域	鹿児島市西別府町地内における県道鹿児島東市来線と同市西別府町と同市五ヶ別府町との境界線との西側の交点を起点とし、同点から同境界線を同市五ヶ別府町と同市石谷町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同市西別府町と同市犬迫町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と鹿児島市農道江口・	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器

	細田線との西側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と鹿児島市道西之谷中央線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と鹿児島市道蒔ヶ迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道鹿児島東市来線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
鏡池特定猟具使用禁止区域	指宿市開聞仙田地内における指宿市道九玉桃木迫線と県道大山開聞線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と指宿市道入野仙田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道仙田循環線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道下吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道東郷下吉線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道鏡池大迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道仙田荒田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道上払線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道諏訪田京田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と指宿市道九玉桃木迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器
高松特定猟具使用禁止区域	霧島市横川町下ノ地内における霧島市道今村～黒葛原線と霧島市道向植村～奴留木線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と霧島市道馬渡～黒葛原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道紫尾田牧園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と霧島市道縦貫側道５号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道深川～大狩線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道深川～民部塚線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道二石田～馬渡線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道縦貫側道３号線との南側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道二石田～馬渡線との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と通称林道尾ノ迫軍ノ木迫線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を同林道と霧島市道今村～野豆線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と霧島市道今村～黒葛原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器

	み起点に至る線によって囲まれた区域		
十曽郷土の森特定猟具使用禁止区域	伊佐市大口小木原地内における北薩森林管理署管内国有林2070林班く３小班、伊佐市民有林44林班及び同国有林2070林班く４の三方界を起点とし、同三方界から同林班く３小班と同林班く４小班との境界線を同境界線と同林班そ２小班と同林班れ小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班そ１小班と同林班れ小班の境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同林班そ１小班、同林班れ小班及び同林班た１小班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同三方界と伊佐市道長峰線上に設置してある十曽郷土の森特定猟具使用禁止区域１号境界柱設置点とを結ぶ直線を同設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同市道を同市道上に設置してある十曽郷土の森特定猟具使用禁止区域２号境界柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同林班そ小班、同林班た１小班及び同林班な小班の三方界とを結ぶ直線を同三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同林班そ小班と同林班な小班との境界線を同境界線と同林班そ２小班と同林班つ小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班く３小班と同林班く小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と同林班く３小班と同民有林44林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線に囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器
加治木南部特定猟具使用禁止区域	姶良市加治木町木田地内における姶良市加治木町木田と同市加治木町鍋倉との境界線と県道川内加治木線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と姶良市道西中道線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道須崎・中福良線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道新中西線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道須崎・中福良線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道チシャノ木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と九州縦貫自動車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自動車道を同自動車道と姶良市道里ノ上東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道焼山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道諏訪・日木山線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器

	道と姶良市道南龍口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道10号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と日木山川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と姶良市東餅田と姶良市加治木町木田との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
姶良南部特定猟具使用禁止区域	姶良市姶良町脇元地内における旧姶良町と旧蒲生町との境界線と県道川内加治木線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と姶良市道帖佐橋・堂園線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市農道川北ほ場５号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と姶良市道深水・豊留線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道下手・山田・帖佐線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と旧姶良町と旧加治木町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同海岸線を同海岸線と国道10号との北側の交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と県道麓重富停車場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と鹿児島市と姶良市との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と九州縦貫自動車道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同自動車道を同自動車道と姶良市道高樋・南宮島線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と姶良市道宮島・下久徳線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と旧姶良町と旧蒲生町との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	令和８年11月１日から令和18年10月31日まで	銃器